

2月13日から始まります!!

「平成20年分所得税・住民税・消費税申告相談」申告はお早めに!

◆問い合わせ 税務課 ☎72-6932

国税庁から
今年の確定申告は
e-Taxで!

「e-Taxってなに?」

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができる便利なシステムです。

「e-Taxのメリット」

- ① 最高5,000円の税額控除
- ② 平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。
- ※平成19年分の確定申告で控除を受けた方は受けられません。
- ③ 添付書類を提出省略
- e-Taxで確定申告を行った場合、医療費の領収書や源泉徴収票等の提出や提示を省略することができます。

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。

④ 24時間受付

平成21年1月19日から3月16日まで24時間受け付けます。

国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)または、税務課にパンフレットがありますので、ご利用ください。

【申告相談日程】

今年の所得税・住民税・消費税の申告相談を次ページのとおりに実施します。

対象地区の日程に合わせて、お出かけください。受付時間は、午前8時30分から午後4時までです。ただし、延長日は、午後6時まで受け付けします。

平日の申告相談ができない方のため、2月22日(日)と3月7日(土)に休日申告相談を行います。午前8時30分から午後4時まで受け付けをしますので、ご利用ください。

【申告に必要なもの】

●印鑑

●会計帳簿・領収書及び支払証明書

●源泉徴収票、控除証明書

(国民年金、農業者年金、生命保険、長期損害保険、地震保険)

医療費、農業資材など)

●心身の障がいがかかるもの

(身体障害者手帳など)

●肉用牛売却による免税証明書

申告の内容によって所得税がかかる場合や還付になる場合がありますので、申告者全員のお座番号を控え、銀行印をお持ちください。

【申告しなければならぬ方】

平成21年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、

①平成20年中に、給与所得以外の所得(農業、営業、不動産、譲渡、年金等)がある方

②給与所得者で、年末調整が済んでいない方

③医療費控除をする方

④初めて住宅借入金等控除を受ける方、もしくは年末調整で住宅借入金等控除を受けなかった方

【申告を

しなくてよい方】

①平成20年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が町に提出され、年末調整が済んでいる方

②税務署において確定申告を済ませた方

【消費税の

申告について】

税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税申告を受け付けします。一般課税の方は、税務署で申告をお願いします。

【お願い】

●毎年、領収書・証明書・伝票・小額の源泉徴収票(役場からの組長手当など)を持って来ないため、お戻りいただく場

【農家のみなさんへ】

※青色申告以外の方へ

申告には、平成20年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長から配付されたもの)に必要事項をご記入の上、お持ちいただき、申告相談時間が短縮できます。